

専決処分の報告について
(市道前島若狭線における車両損傷事故)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 7 月 9 日

那覇市長 知念 覚

- 1 事 件 名 市道前島若狭線における車両損傷事故
- 2 賠償の相手方
及び賠償額
相 手 方 豊見城市字高安在住
賠 償 額 294,000 円